

玉城町告示130号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年11月30日

玉城町長 辻村修一

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三郷（小社・曾根・山岡）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人 4 経営体

個人 11 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けについては、農地所有者個々の判断に委ねるものとするが、行政等関係機関の支援等を踏まえ総合的に検討する。

6 地域農業の将来のあり方

農業機械の老朽化、農家の高齢化や後継者不足により、当地区においても農作業委託や農地の貸借が相当程度進んでおり、今後、一層進行していくものと思われる。

こうした状況下、今後の地域の中心となる経営体として位置付けた担い手に一層の農地集積・集約を行い、それ以外の営農継続者（自作農家）との共存で地域農業の維持を図る。

農政動向にもよるが、湿田地帯においては稲作、黒ボク地帯においては稲・麦（大豆）の輪作を中心に一部野菜生産への取り組みも期待される。

なお、「三郷の土と水を守る会」や土地改良区等とも連携し、地域の共同活動の一環として農業用排水路の保全管理など多面的機能の維持・向上にも可能な限り取り組んでいく。